

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（3月16日）

2020年3月16日

- 3月16日20:00現在（17:45発表）、スイス国内感染者は1,680人
- ソマルーガ大統領は、感染症法に基づく非常事態を宣言。
- 3月16日深夜より、4月19日まで食料品店及び、薬局を除く全ての店舗、飲食店、娯楽施設を閉鎖。
- イタリア国境に加え、3月16日深夜より、ドイツ、フランス、オーストリア国境にも国境管理を拡大。
- スイス鉄道の運行制限措置（4月26日まで有効）

【本文】

1. 3月16日20:00現在、スイス連邦内務省保健庁が発表（17:45）したスイス国内における感染者数等は以下のとおりです。

- （1）感染者数：1,680人
- （2）地域：23州（アッペンツェル・インナーローデン準州、ニトヴァルデン準州及びウーリ州を除く）
- （3）死亡者数：18人（報道ベース）

2. スイス政府等による主な対応（3月16日発表）

- （1）ソマルーガ大統領は感染症法に基づく非常事態を宣言。
- （2）食料品店及び、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設（図書館、美術館、コンサートホール、劇場、スポーツセンター、スイミングプール、スキー場）、その他十分な対人距離を確保できない業種（ヘアサロン、ネイルサロン等）を4月19日まで閉鎖。（テイクアウト食品店、ガソリンスタンド、銀行、公共機関等は閉鎖対象外。）。食料品等の在庫量は十分にあるので、買いだめは不要。
- （3）現在イタリア国境に適用している国境管理を16日深夜より、独、仏、オーストリア国境にも拡大。スイス人、居住者、通勤者、運輸・通過交通は入国可。空港における国境措置の実施について検討中。法務大臣は国外にいるスイス人に迅速な帰国を呼びかけ。
- （4）各州の病院、ロジスティクス、治安支援のために8000人の国防軍要員の動員を決定。

3. 感染症危険情報（日本国外務省）：スイス

- （1）ティチーノ州：「渡航は止めてください」（レベル3）

(2) その他の地域：「不要不急の渡航は止めてください」（レベル2）

(PC版)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T058.html

(携帯版)

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2020T058.html

4. 在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い

スイスに渡航又は滞在中の邦人の皆様におかれましては、以下の<1>~<5>に該当した場合には、在スイス日本国大使館又は在ジュネーブ領事事務所へ速やかにご一報ください。

(※連絡先は、本メールの最後に記載がございます)

<1> 新型コロナウイルスの感染が疑われ検査を行った場合

<2> <1>により1次検査を行った結果、感染疑いと判明した場合

<3> <2>により2次検査を行った結果、感染と判明した場合

<4> <3>により医師等から受けた指示の内容（入院加療又は自宅加療など）

<5> <4>についてその後の結果

5. 在スイス日本国大使館「新型コロナウイルス感染症」特設サイト

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

6. 各航空会社の対応状況について

(1) 全日空 (ANA)

○新型コロナウイルスによる肺炎の発生に伴う国際航空券の特別対応について

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200123/>

ANA 予約センター 0800 897679 (24時間対応)

ANA ジュネーブ営業支店 022-909-1050 (月 - 金 08:30-12:30、13:30-17:30)

○ANAの「新型コロナウイルス感染拡大に伴う国際線路線・便数計画の一部変更について」

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/>

(2) 日本航空 (JAL)

新型コロナウイルス肺炎に関する航空券の特別対応や各種対応について

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

(3) スイスインターナショナル航空

公式発表 (英語)

<https://www.swiss.com/jp/en/various/breaking-news>

ホームページ (日本語)

<https://www.swiss.com/jp/ja>

6. SBB（スイス鉄道）運行状況

（1）SBBのコロナウイルスに係る制限（3月16日時点）

<https://news.sbb.ch/artikel/96331/coronavirus-restrictions-to-swiss-rail-travel>

（英語）

<https://news.sbb.ch/artikel/95750/coronavirus-extrazuege-fuer-grossveranstaltungen-fallen-aus>（ドイツ語）

（2）コロナウイルスによるSBBの運行制限措置について。以下の措置は4月26日まで有効。

○観光旅行者及びそれに係るサービス，団体旅行はキャンセル。

○スイスの観光目的とした公共交通は停止。（例ユングフランヨッホ，グルテン山等）

（3）19日以降徐々に削減

○ローカル線、都市交通は利用状況に応じ、各交通機関が調整。

○長距離電車：30分間隔から1時間間隔へ

（4）国際運行列車

スイスと隣国（イタリア，ドイツ，フランス，オーストリア）間の国際公共交通機関は国境まで。

○イタリア行き EC 列車はキアッソ及びブリークで停止

○ドイツ行き ICE 列車はバーゼルで停止

○EC 列車チューリッヒーシュテュットガルト（ドイツ）線は，シャフハウゼンで停止

○TGV リリア（Lyllia）列車は，バーゼル及びジュネーブで停止

○オーストリア行きレイルジェット（Railjet）は運行停止

○全ての夜行列車の運行を停止

○チューリッヒーミュンヘン間の EC 列車と IC バスの運行を停止国境で終点

（5）SBB 及びポストバスについて，2020 年 4 月 26 日までの運行でキャンセルとなった代金は，全額リファンドされる。全てキャンセルとなった旅行代金は，SBB によって全額返金される。

チケット販売連絡先：ticketshop@sbb.ch 又は電話 0848-44-66-88（1分0.08スイスフラン）

7. 現時点において、スイスでは空港における水際での制限措置などは導入していませんが、本日のスイスの閣議決定では、空港における国境措置の実施についても検討しているとしており、今後の動きにもご注意ください。

8. スイス国内各州における新型コロナウイルス関連ホームページ

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100017770.pdf>

9. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

（1）在留届（3か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(2) 「たびレジ」(3か月未満の旅行や出張などの際)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ :

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ :

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html